

平成 30 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ ー ズ ウ ェ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 船 津 浩 三
(コード番号：3992 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 加 藤 和 彦
(TEL. 03-5360-3671)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 21 日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 30 年 12 月 21 日開催予定の第 32 期定時株主総会への付議を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

迅速な株主総会手続きのため、株主総会議事録への出席取締役全員の記名押印を不要とし、併せて字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

No.	現 行	改 訂 後
1	(決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <u>会社法</u> 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。	(決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <u>会社法</u> 第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。
2	(議事録) 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、 <u>議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(議事録) 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、 <u>議事録に記載または記録する。</u>

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日

平成 30 年 12 月 21 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 30 年 12 月 21 日 (予定)

以 上